

鳥取県告示第570号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり八頭中央土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成20年 8月12日

鳥取県八頭総合事務所長 小 倉 充

退任した役員の氏名及び住所

理 事 三 木 善 市 鳥取市河原町三谷140

平成20年 7月21日退任